

阪技術研総管第 265 号

平成 30 年 7 月 4 日

大阪府知事  
松井 一郎 様

地方独立行政法人  
大阪産業技術研究所  
理事長 中許 昌美



出資等に係る不要財産の納付について（申請）

標記について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 42 条の 2 第 1 項及び地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 出資等に係る不要財産の内容  
別表のとおり
- 2 出資等に係る不要財産の必要がなくなったと認められる理由  
出資を受けた本部・和泉センターの土地の一部について、法人が行う業務の用途に活用の見込みがなく、出資団体である大阪府に納付しても将来にわたり業務を確実に実施する上で支障がないため
- 3 出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額  
別表のとおり
- 4 出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容  
別表のとおり
- 5 現物による出資等団体への納付の予定時期  
平成 31 年 3 月
- 6 その他必要な事項  
なし

## 【別表】

種別	所在地	面積 (㎡)	取得の日における帳簿価額 (円)	申請の日における帳簿価額(円)	不要財産の取得に係る出資又は支出の額(円)	その他 その内容
土地	和泉市あゆみ野 二丁目7番4	261.04	12,529,000	12,529,000	12,529,000	現物出資
土地	和泉市あゆみ野 二丁目7番5	8,979.20	430,964,000	430,964,000	430,964,000	現物出資
計		9,240.24	443,493,000	443,493,000	443,493,000	